

## 令和8年度 価格転嫁推進事業 委託業務仕様書（案）

### 1 事業の目的

最低賃金の大幅な引上げや物価高など、県内事業者の経営が厳しい状況に置かれている中において、事業を継続し、成長していく上で欠かせない「適切な価格転嫁」について、県内事業者や消費者等の理解醸成を図る。

※ 本事業における「適切な価格転嫁」とは、原材料や人件費等の高騰による経費の増加分について、自社で吸収できない分や付加価値を向上させた分等をサービスや商品の価格に転嫁すること。さらには、単純な値上げではなく、生産性向上の取組等と併せて価格転嫁を実施することで、企業の収益性向上（売上げUP）を目指し、賃上げ（賃金UP）等への好循環を生むことを目指すもの。

なお、本県においては、令和5年9月に「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言（以下「共同宣言」という。）」を県内商工・経済団体等とともに発出し、連携して価格転嫁の推進等に取り組んでいる。

### 2 委託業務名

令和8年度価格転嫁推進事業委託業務

### 3 業務委託期間

委託契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

### 4 委託業務の概要

- (1) 「稼ぐ力UPセミナー（仮称）」の開催
- (2) 価格転嫁の理解促進に向けた広報
- (3) 県内事業者等の価格転嫁成功事例集の作成
- (4) その他、委託業務の円滑な遂行にあたり必要な事項

### 5 委託業務の内容

#### (1) 「稼ぐ力UPセミナー（仮称）」の開催

下記に示す「稼ぐ力UPセミナー（仮称）（以下「セミナー」という。）」を開催する。

##### ① 開催目的

参加者等が「適切な価格転嫁」について理解を深めるとともに、その具体的な手法等を学ぶことで、県内事業者等の「稼ぐ力」を高めるための取組への機運醸成を図る。

##### ② 開催回数

1回以上

##### ③ 開催時期

令和8年7～9月頃

なお、開催時期については県と協議の上、決定する。

##### ④ 開催方法

県内の会場での参集を基本とし、オンラインの併用も可とする。

##### ⑤ 集客目標

会場参加：200名程度

オンライン併用の場合は、オンラインでの参集目標を提案すること。

⑥ 内容

(ア) 有識者等による講演

価格転嫁や生産性向上、販路開拓等により事業者が収益性を向上させ、賃上げ等の好循環を生むための理論や具体的な手法についての講演を行う。

(イ) 県内事業者等の成功事例の紹介

参加者等が、適切な価格転嫁等を自分事としてとらえられるよう、身近な事例として、県内事業者等で価格転嫁に成功した事業者等の事例の紹介。

(ウ) 個別相談

価格転嫁等の具体的な手法等について、専門家による個別相談を実施する。

専門家の例：福島県よろず支援拠点コーディネーター等

(エ) その他の企画

開催目的を達成するためにより効果的な企画がある場合には、提案すること。

⑦ 業務詳細等

セミナー開催にあたって、想定される業務は以下のとおり。県や関係機関と綿密に連携を取りながら、業務を進めるものとする。

- ・セミナー開催のための会場を確保すること。
- ・集客のために必要な広報を実施すること（広報に必要な素材の作成を含む）。
- ・上記⑥（ア）について、有識者を選定し、講演依頼及び内容の調整、必要経費の支払い等を行うこと。
- ・上記⑥（イ）について、県内事業者等の成功事例等を収集し、公表等について当事者の許諾を得ること。
- ・上記⑥（ウ）について、個別相談対応者を選定し、対応依頼及び必要経費の支払い等を行うこと。
- ・当日の運営について、運営計画等を作成の上、必要人員（司会進行等を含む）を確保し、円滑な運営を行うこと。
- ・当日の開催の様子を記録すること。
- ・参加者の事前申込を受け付けること。
- ・参加者に対し、参加後のアンケートを実施すること。
- ・その他、セミナーの開催に際し必要な事項。

(2) 価格転嫁の理解促進に向けた広報

適切な価格転嫁を実現するためには、事業者はもとより消費者も含めて、広く理解醸成が必要となることから、効果的な媒体を用いて、価格転嫁等に対する理解醸成のための広報を実施する。

① 広報の種類

(ア) 事業者向け

県内事業者等に対して実施する、適切な価格転嫁に対する理解促進や相談窓口の紹介、価格転嫁の具体的な手法、パートナーシップ構築宣言の普及等に係る広報。

(イ) 消費者向け

消費者に対して実施する、適切な価格転嫁についての理解を促進する広報。

② 広報媒体・手法

- ・上記①（ア）（イ）に合わせ、効果的な広報媒体及び手法について各2種類以上提案

すること。なお、上記①(ア)(イ)で同様の広報媒体等を提案することは妨げない。  
・提案する広報媒体等が効果的であるとする理由についても併せて提案すること。  
(広報媒体の例)

チラシ配布、新聞広報、TVCM、TV番組内での特集、SNS等

③ 広報の内容

- ・上記①の種類ごとに広報内容を提案すること。
- ・なお、上記(1)に係る広報は含まない。

④ 広報の期間、数量等

- ・広報の期間は、委託期間を通じて実施することが望ましいが、より効果的な広報とするため、広報の種類や媒体等に併せて集中的に期間を区切って実施することも可能とする。
- ・なお、3月と9月は国が定める「価格交渉促進月間」としているため、その期間についても考慮し、より効果的な期間を提案すること。
- ・については、上記①や②ごとに、効果的な広報の期間を提案すること。
- ・広報の数量について、広報媒体や期間等に合わせ、効果的な数量を提案すること。

⑤ 広報素材の収集及び製作

- ・提案した広報に応じて、必要な素材の収集や製作を行うこと。
- ・広報素材の収集や製作にあたり、必要な許諾等を得ること。

⑥ 広報効果の測定

- ・実施した広報について、その効果を定量的、定性的に測定すること。

⑦ その他

- ・その他、広報の実施にあたり必要な業務について、県と協議の上、実施すること。

(3) 県内事業者等の価格転嫁成功事例集の作成

県内事業者等が、価格転嫁を自分事としてとらえ、適切な価格転嫁を実施するための参考とすることができるよう、身近な事業者等の成功事例を収集し発信するため、価格転嫁成功事例集を作成すること。

①成功事例等の収集

- ・専門家や商工団体、県内事業者等へのヒアリング等を実施し、県内事業者等の成功事例を収集すること。
- ・成功事例の収集にあたっては、(1)⑥(イ)と併せて実施することも可能とする。
- ・成功事例については10例以上収集すること。
- ・成功事例の収集にあたっては、事例集の作成にあたり必要な許諾等を得ること。

②成功事例集の作成

- ・①で収集した成功事例について、発信するために見やすくまとめた資料を作成すること。
- ・資料については印刷することも想定して作成すること。
- ・作成した事例集の発信方法を提案すること。なお、発信に係る費用も委託料に含むものとする。

(4) その他、委託業務の円滑な遂行にあたり必要な事項

①受託者が適切な価格転嫁について、理解を深めること。

(参考情報)

- 商工総務課ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/>  
(ページ中段「価格転嫁の円滑化に向けた環境整備」)

- パートナシップ構築宣言ポータルサイト (中小企業庁)

<https://www.biz-partnership.jp/>

- 価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果 (中小企業庁)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

- ② 委託業務の実施にあたっては、県や関係団体 (※) と綿密に連携して、こまめな打ち合わせや情報共有を行いながら実施すること。打ち合わせの内容等については原則、記録すること。

※ 共同宣言の参加団体や福島県よろず支援拠点等

- ③ 委託業務の進行スケジュールを作成し、県に共有した上で、適切に進捗管理を行うこと。進行スケジュールは提案内容に含めること。

- ④ 実施体制について事前に県に書面で報告すること。実施体制については、主たる責任者も併せて報告すること。

## 6 委託料に含まれる経費

委託料には、委託業務の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、自治体職員の旅費等は除く。

## 7 成果品

- (1) 上記5 (1) ~ (3) で制作される製作物
- (2) 本委託業務の実施内容及び実施の効果を記載した委託業務報告書

## 8 その他

- (1) 本委託業務により制作される成果物の著作権は、県に譲渡するものとし、県は二次利用ができるものとする。ただし、県が認めた場合には、受託者が二次利用することも可能とする。この場合には、利用目的等を明示した書面を県に提出し、許諾を得ること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、福島県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (3) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (4) 社会情勢の変化により、本仕様書に定める委託契約内容について、実施が困難となった場合には、県と受託者が協議の上、契約内容の変更を行うこととする。